



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年12月19日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	愛知県名古屋市中区泉1丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役社長 森岡 仙太
	指定開発行為の名称	(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野三丁目5番1及び5番2の一部 (区域面積：約44,870㎡)
	指定開発行為の目的	宅地の整備
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約44,870㎡
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成20年 6月 完了予定：平成21年11月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年12月19日（水）から 平成20年 1月17日（木）まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm